２０２２年9月11日

集会決議

私たちは、国民の内心の自由を侵す安倍元首相の「国葬」に反対します。弔意の強制は許されません。

第39回都教組・東京民研「共同研究集会」

総選挙の投票日直前の７月８日、安倍元首相は選挙応援の演説中に銃によって命を奪われました。その後、政府は安倍元首相の「国葬」の実施を閣議で決定しました。

私たちは、安倍元首相の国葬に反対します。直ちに法的根拠のない「国葬」の中止を決定し、この間の政府内での決定プロセスを国会で検証することを要求します。

「国葬」は、大日本帝国憲法下の「国葬令」にもとづき、皇族や政治家、軍人などの葬儀を「国葬」として実施し、時の権力・体制を国民の中に浸透させることを重要な目的として行われてきました。しかし、個人の平等を宣言した日本国憲法の下、国葬令は廃止されました。権力者の葬儀を特別扱いし、弔意を強要し、時々の政権の政治的意図と結びつく「国葬」という形式そのものが否定されたのです。戦後行われた吉田元首相の「国葬」の際にも、その法的根拠が問題になり、多くの国民や専門家に批判されました。

仮に今回、憲法違反で法的根拠のない「国葬」が実施されれば、安倍元首相への弔意がすべての国民に強制されることになります。そうなれば、教育委員会と学校を通じて教職員と子どもたちにも弔意が強制されることになるでしょう。国民に「弔意を強制することはない」などと政府は述べています。しかし、「国葬」の実施は、学校や社会における大人たちのふるまいから、子どもたちに「世の中には特別に偉い人が存在する」「安倍元首相は日本中でその死を悼むほど偉い人」という意識を刷り込むことになるでしょう。「国葬」という形は、どのような人に対するものであっても、またどのような形で実施されたとしても、日本国憲法の個人の尊重、平等の理念と相いれません。

日本国憲法に基づく戦後の民主教育は、科学的真理と個人の尊厳を基礎に成立しています。「人間はみな平等である。肌の色、貧富、出自…がどうであれ、その尊厳は守られなければならない」ということは、私たちの日々の教育活動でも貫かれていることです。

かつて学校は、国家権力の意思を子どもに徹底することに積極的に協力してきました。こうした苦い体験の上に確立した「教え子を再び戦場に送らない」というスローガンは、本研究会に参加し、教育研究や教育活動に携わる私たちの共通の決意だと思います。

加えて、日本国憲法の「理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである」とした１９４７年教育基本法を改悪し、「個人の価値」や「人格の完成」を否定する「人材教育」を推進した安倍元首相を丸ごと賛美することになる「国葬」に、子どもと教育にかかわる私たちが全く同意できないことは明らかです。子どもたちを日々苦しめている今日の教育政策に大きな責任を負っているのが、安倍元首相であることを忘れることはできません。

以上の立場から、子どもたちの豊かな成長・発達を願うことと「国葬」の実施を座視することは、到底両立することはできないと考えます。

私たち研究会参加者は、それぞれの立場で、「国葬」と教育についての議論を広げていくことを表明するとともに、安倍元首相の「国葬」の速やかな中止を求めます。